税務課だより

平成18年度固定資産の縦覧を行います

あなたの固定資産の評価額と他の固定資産の評価額を比較し適正かどうかを確認していただくため、次のとおり縦覧を行います。

（期間中縦覧料は無料）

○縦覧項目
・土地価格等縦覧…所在、地番、地目、地積、価格
・家屋価格等縦覧…所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

○縦覧対象者
・土地価格等縦覧…町内に所在する土地の固定資産税の納税者（代理人含む。）の方
・家屋価格等縦覧…町内に所在する家屋の固定資産税の納税者（代理人含む。）の方

○縦覧場所
本庁税務課
吾北総合支所住民課
本川総合支所住民課

○縦覧期間
4月3日（月）～5月1日（月）
（ただし、土、日及び祝日を除く。）

○縦覧時間
8時30分～17時15分

※印鑑をご持参ください。
※縦覧に際して納税通知書、課税明細書などご本人と確認ができるものをご用意ください。なお、代理人として来られる場合は、委任状をご持参ください。
※平成18年度固定資産税納税通知書は、4月初旬に発送の予定です。

◇固定資産課税台帳の閲覧について

平成15年度から固定資産税の納税義務者、当該固定資産の借地借家人等に該当する人は、固定資産課税台帳のうち、これらの人に関する固定資産について記載されている部分の閲覧や当該部分に関する事項の証明書を請求できることになりました。

※印鑑をご持参ください。
※閲覧に際して納税通知書、課税明細書又は賃貸契約書の写しなど権利の資格を確認できるものをご用意ください。なお、代理人として来られる場合は、委任状をご持参ください。

原付自転車などの廃車の手続は4月1日までに

軽自動車税は、**4月1日現在で登録されている方が納税義務者となります。**紛失・盗難などにより物件がない場合でも廃車の手続をしないと、そのまま課税されます。

他の人に譲渡している場合は名義変更の手続を、いの町外に転出された場合は標識番号の交換・住所変更の手続をしてください。

なお、車両の排気量により取り扱い場所が異なります。持参する物については左表を参照のうえ、各手続先に確認をしてください。

手続先・持参する物

車　種	軽自動車	軽二輪（126～250cc） 小型二輪（251cc以上）	原付・小型特殊（125cc以下）
手続先	軽自動車検査協会 ☎842－4311	高知陸運支局 ☎050-5540-2077	税務課　☎893－1118 吾北総合支所住民課　☎867－2300 本川総合支所住民課　☎869－2112
名義変更に必要なもの	届出済証（検査証） 新所有者の住民票 新・旧所有者の印鑑		新・旧所有者の印鑑 標識番号（ナンバープレート） 譲渡証明
廃車に必要なもの	届出済証（検査証） 標識番号(ナンバープレート) 印鑑		標識番号（ナンバープレート） 印鑑
住所変更に（町外へ転出された方）必要なもの	届出済証（検査証） 新住所地の住民票 印鑑		標識番号（ナンバープレート） 印鑑 （新住所地で標識交付を受けてください）

ご注意！
＊訪問回収などに廃車の依頼をされる場合も、**必ずナンバープレートを返却のうえ**廃車の手続をしてください。

子どもの安全を守るために

今、子どもたちの周りでは、学校の登下校時や放課後の遊びの時間などにさまざまな危険が潜んでいます。

これらの問題に対しては、警察や学校だけでなく、保護者そして地域に住むすべての方々の協力が必要です。

犯人は、わずかなスキを狙って犯行に及びます。一人ひとりが注意して、かけがえのない子どもたちを犯罪から守りましょう。

○保護者のみなさまへ
・園や学校からの情報に必ず目を通し、自分たちの状況に置き換えて指導してください。
・登下校や屋外での行動は、できるだけ複数とするよう指導してください。
・子どもには防犯ブザーを必ず持たせ、電池をチェックし、使い方を指導してください。
・子どもがいつでも助けを求められるように、「110番の家」の目的や場所を指導してください。

お子様への指導は「繰り返し」が基本です。

国民年金だより

平成18年度の国民年金保険料は月額13,860円です

保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなるだけではなく、受けられなくなる場合もあります。

また、万が一のときの障害年金や遺族年金が受けられなくなる場合もありますので、保険料は必ず納付期限内に納めましょう。

国民年金保険料の前納は「口座振替」がお得です

一定期間分の国民年金保険料をまとめて納付する「前納制度」をご利用いただくと、保険料が割引となりお得です。

また、1年前納（4月～翌年3月分）および6ヶ月前納（4月～9月分・10月～翌年3月分）は、「口座振替」をご利用いただくと、現金（納付書）で前納するよりも割引額が高く、さらにお得になります。

○口座振替による前納のお申し込みはお早めに！

口座振替による1年前納および6ヶ月前納（4月～9月分）は、4月末日（今年は休日のため5月1日）の引き落としとなります。

そのため、3月中に社会保険事務所で事前登録をする必要がありますので、希望される方は、年金手帳または納付書、預（貯）金通帳、預（貯）金通帳のお届け印を持って、お早めに社会保険事務所へお申し込みください。（お申し込みが遅くなると、社会保険事務所での登録ができても金融機関での確認が間に合わず引き落としできない場合があります。）

※すでに口座振替で前納されている方につきましては、あらためてお申し込みいただく必要はありません。

《平成18年度保険料額》

	定額保険料	現金前納額	口座振替前納額
1年間分	166,320円 （13,860円×12ヶ月）	163,370円 （2,950円おトク）	162,830円 （3,490円おトク）
6ヶ月分	83,160円 （13,860円×6ヶ月）	82,480円 （680円おトク）	82,220円 （940円おトク）
1ヶ月分	13,860円		13,810円※ （50円おトク）

※早割を利用した場合

○月々の納付も口座振替の「早割」ならお得です

通常の口座振替（翌月末振替）は定額保険料ですが、当月末振替の「早割」をご利用いただくと、月額50円割引となります。

《早割のお申し込みは…》

年金手帳または納付書、預（貯）金通帳、預（貯）金通帳のお届け印を持って、金融機関や郵便局またはお近くの社会保険事務所へお申し込みください。

※早割のお申し込みをされた場合、初回の振替は原則2ヶ月分（前月分・当月分）となります。

また、その際の割引は当月分からとなりますのでご了承ください。

《早割のイメージ》
（例:4月中に登録した場合）

通常の口座振替（翌月末振替）
4月分（13,860円）→ 5月末振
5月分（13,860円）→ 6月末振
6月分（13,860円）→ 7月末振

⇩

～早割の口座振替～（当月末振替）
4月分（13,860円）
5月分（13,810円）→ 5月末振
6月分（13,810円）→ 6月末振
7月分（13,810円）→ 7月末振

※初回振替は原則2ヶ月分（前月分・当月分）
割引は5月（当月）分以降の保険料から

月末が金融機関の非営業日の場合、振替日は翌営業日となります

高知年金相談センターの廃止について

高知駅前の「高知年金相談センター」につきましては、平成18年3月16日（木）をもちまして廃止されることとなりました。

今後は、お近くの社会保険事務所の総合相談室をご利用ください。

問い合わせ先
高知西社会保険事務所
☎875－1717

○地域のみなさまへ
・近所の子どもと「顔見知り」になってください。
・子どもが1人や遅くまで遊んでいるときは、声をかけてあげてください。
・人通りの少ない場所にいる子どもには、声をかけてあげてください。
・散歩や買い物など、外出する機会で時間の融通がきく場合は、下校時など子どもの行動が多い時間に合わせてください。
・子どもの様子がおかしい、困っているようなときには、すぐに声をかけてください。

少しでもおかしな行動をとる者がいたら警察（110番）に連絡を。